九 業務の成果及び当該業務に要した資源	［号を加える。］
十 予算及び決算の概要	［号を加える。］
十一 財務諸表の要約	［号を加える。］
十二 財政状態及び運営状況の理事長による説明	［号を加える。］
十三 内部統制の運用状況	［号を加える。］
十四 機構に関する基礎的な情報	［号を加える。］
［項を削る。］	3 事業報告書には、通則法第三十五条の八において準用する通則法第三十一条第一項に規定する年度計画に記載されたセグメント（機構を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（財務諸表及び事業報告書の作成に係る経過措置）

第二条　この省令による改正後の国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の財務及び会計に関する省令第二条及び第二条の二の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表及び事業報告書から適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表及び事業報告書については、なお従前の例による。

○文部科学省令第四号

日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第三十二条第一項並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十二条第二項、第三十五条の六第三項及び第四項並びに第三十八条第一項及び第二項の規定に基づき、日本私立学校振興・共済事業団法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月十三日

文部科学大臣　柴山　昌彦

日本私立学校振興・共済事業団法施行規則等の一部を改正する省令

（日本私立学校振興・共済事業団法施行規則の一部改正）

第一条　日本私立学校振興・共済事業団法施行規則（平成九年文部省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務実績等報告書）	（業務実績等報告書）
第二十条　事業団に係る法第二十六条において読み替えて準用する通則法第三十二条第二項に規定する報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。その際、事業団は、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、事業団の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。	**第二十条**　事業団に係る法第二十六条において読み替えて準用する通則法第三十二条第二項に規定する報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。
事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書
一　当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績が法第二十六条において準用する通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。	一　当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が法第二十六条において準用する通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。
当該事業年度に係る年度計画に定めた項目	
イ・ロ　［略］	イ・ロ　［略］